

「平成26年度雇用均等行政推進員会議」を開催しました

長崎労働局雇用均等室

○会議の目的 雇用均等行政の円滑な推進においては、行政機関による取組に加え、地域や個々の企業、民間団体において、雇用均等問題に対する関心を喚起し、問題意識を浸透させることにより、民間の積極的、自主的な活動を推進し、法の趣旨・目的を達成していくことが有効です。

このため、長崎労働局では、民間において社会的信望があり、かつ雇用均等問題に関する知識、経験を有する者を雇用均等行政推進員として委嘱し、必要な情報を提供し、また雇用均等行政を推進するにあたってのアドバイスをいただくこと等により、地域における雇用均等行政の推進を図ることを目的に開催するものです。

○日 時 平成26年6月10日（火）13時30分～15時30分

○場 所 厚生労働省 長崎労働局 8階会議室

○議 題 (1) 平成25年度 雇用均等行政の主な業務運営実績について
(2) 平成26年度 雇用均等行政の主な業務について
(3) 雇用均等行政推進員（企業）の取組について（事例説明）
(4) 女性就労総合サポート事業について
（長崎県県民生活部男女共同参画室）

○概 要

冒頭、小鹿長崎労働局長のあいさつの後、高橋雇用均等室長より、今年度の雇用均等行政の重点施策を説明するとともに、7月1日から施行される改正男女雇用機会均等法令のほか、改正次世代育成支援対策推進法及び改正パートタイム労働法の改正内容の周知徹底、女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦の実施、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定制度」の周知など、雇用均等行政の取組への協力等を依頼しました。

また、雇用均等行政推進員のうち、企業の立場で出席した5名の推進員から、女性の活躍推進（ポジティブ・アクション）、仕事と育児の両立支援の取組状況を発表していただきました。

さらに、オブザーバーとして、長崎県県民生活部男女共同参画室が出席し、女性就労総合サポート事業について説明するとともに、当該事業への協力等を依頼されました。

女性の活躍推進や両立支援対策の必要性についての理解が深められ、今後の雇用均等行政を推進する上で有意義な会議となりました。

